

規 則

「千曲市学校給食費徴収に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年3月25日

千曲市教育委員会
教育長 小 松 信 美

千曲市教育委員会規則第1号

千曲市学校給食費徴収に関する規則の一部を改正する規則

千曲市学校給食費徴収に関する規則（令和2年千曲市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

小学校教職員	295円
中学校教職員	335円

」を

「

小学校教職員	345円
中学校教職員	385円

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千曲市学校給食費徴収に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食費の徴収から適用し、同日前に実施した給食費の徴収については、なお従前の例による。